

②職員体制

服務等の取扱い

● 時差通勤の実施【人事課】

- ・総務省からの通知を受けて、混雑する公共交通機関の利用に不安のある職員への配慮のため、「早出・早帰り」勤務を実施し、2年4月27日から勤務形態に「遅出・遅帰り」を追加するなど対象範囲を拡大

実施時期	2年2/25～継続	
対象職員	<ul style="list-style-type: none"> ・特に通勤時において配慮をすべき事情のある職員（妊娠中の女子職員、新型コロナウイルスの感染により重症化しやすいとされる疾患等のある職員、これらと同様の事情があると認められる職員） 【対象追加】2年4/27～5年5/7 <ul style="list-style-type: none"> ・時差通勤の趣旨を踏まえ、勤務時間の変更を希望する職員 	
実績	2年度	延べ13,956人（2年4/15～3年3/31）
	3年度	延べ15,665人
	4年度	延べ13,337人

● り患した場合等の服務の取扱い【人事課】

- ・特別区人事委員会からの通知を受けて、職員が新型コロナウイルスにり患した場合等について、事故欠勤等とする取扱いを実施

実施時期	2年3/2～5年5/7	
実施対象	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスにり患の疑いがあり、任命権者が当該職員を職務に就けることが適当でない判断した場合 ・小学校等の臨時休業等の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 【対象追加】2年7/27～5年5/7 <ul style="list-style-type: none"> ・職員が新型コロナウイルスにり患した場合 ・発熱等の症状がある場合 	

● 休憩時間の分散付与【人事課】

- ・ 総務省からの通知を受けて、職員食堂や休憩室等に多数の職員が滞留することのないよう、2年4月14日から5年5月7日まで、職員への休憩時間の分散付与を実施

● 在宅勤務の実施【人事課】

- ・ 緊急事態宣言の趣旨等を踏まえ、徹底して人と人との接触機会を減らすため、2年4月15日から職員の在宅勤務を実施

実施時期	2年4/15～5年5/7	
対象職員	・ すべての職員 【対象変更】2年7/1～5年5/7 ・ 在宅勤務の対象職員を「妊娠中の女子職員、新型コロナウイルスの感染により重症化しやすいとされる疾患等のある職員、その他在宅勤務の実施が特に必要であると所属長が認める職員」に変更	
実績	2年度	延べ16,290人（2年4/15～3年3/31）
	3年度	延べ372人
	4年度	延べ191人

● 夏季休暇の取得期間の拡大【人事課】

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職場の状況に応じて、より分散して夏季休暇を取得することができるよう、職員の夏季休暇取得期間を拡大

年度	取得期間
例年	7/1～9/30
2年度・3年度	6/1～10/31

● 特殊勤務手当（感染症予防業務従事手当）の特例適用【人事課】

- ・ 総務省からの通知を受けて、特殊勤務手当（感染症予防業務従事手当）の特例を適用

実施時期	2年6/19～5年5/7（適用日：2年1/27～）
対象職員	保健所又は保健センターに勤務する職員

支給要件	・新型コロナウイルス患者等が宿泊する施設内その他区長が認める場所において、当該患者等への接触、当該患者等が使用した物件の処理又は長時間にわたる連絡若しくは連携に関し行う業務に従事したとき	
支給額	日額 4 千円又は 3 千円	
実績	元年度	支給人数 延べ 82 人 支給額 311,000 円 (2 年 1/27~3/31)
	2 年度	支給人数 延べ 925 人 支給額 3,264,000 円
	3 年度	支給人数 延べ 636 人 支給額 2,063,000 円
	4 年度	支給人数 延べ 230 人 支給額 767,000 円

● 年末年始の休暇取得の促進【人事課】

- ・総務省からの通知を受けて、年末年始に集中しがちな休暇の分散を図るため、年末年始の休日に加えて、その前後を含めた期間（2 年 12/21~3 年 1/8）で、まとまった休暇の取得を奨励

● ワクチン接種に関するサービスの取扱い【人事課】

- ・総務省からの通知を受けて、ワクチン接種に関するサービスについて、職務専念義務の免除とする取扱いを実施

実施時期	3 年 4/12~5 年 5/7 ※保健所職員のワクチン接種時のサービスの取扱いは継続中
実施対象	・ワクチンの接種を受ける場合及びワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認められるとき ※保健所職員（医療従事者等）のワクチン接種時のサービスについては、公務遂行性が認められるとして、職務専念義務の免除ではなく、出張とする取扱いを実施

応援体制

● 応援体制の構築【人事課／健康政策課】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、業務量が増大した健康部保健予防課や各種貸付事業等に対する業務支援及びワクチン接種事業や各種給付金給付事業等の実施のため、2 年 4 月 1 日以降、各部局から選出した職員に対して兼務発令を行い、応援体制を構築

- ・第 73 回区対策本部会議において、応援体制を増強する新型コロナウイルス対策等にかかる応援職員の選出の考え方について決定されたことを受け、区の全部局を 8 つの班に編成し、応援職員の選出を均等に分担するとともに、健康部への応援については、発生届受理数を基準として業務規模を段階的に設定

【兼務発令実績】

年度	延べ人数
2 年度	331 人
3 年度	485 人
4 年度	618 人

【健康部の応援実績】

庁内応援	・ 土日祝日及び年末年始まで、無休で深夜にわたる保健予防課の体制維持のため、事務職の発生届を起点とする事務処理等と、保健師の積極的疫学調査・健康観察等の業務を大別し、発生届の処理件数の増減に即応した応援を要請
	・ 上記のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症見舞金支給事業、PCR 検査事業、医療従事者への慰労品支給事業等の実施のため、随時、応援を要請
庁外応援	・ 厚生労働省、都、福井県、都看護協会、結核予防会、区内大学病院等から応援職員の派遣を受けるとともに、会計年度任用職員の採用、派遣職員契約を併用し、積極的疫学調査及び事務処理等を実施

● 部内の応援体制【文化観光課／産業振興課／子ども家庭課】

- ・ 文化観光産業部においては、コロナ禍での中小企業向け融資事業に対応するため、2 年 4 月から 5 月まで、1 日当たり 1 名の文化観光課職員を応援として産業振興課に派遣
- ・ 産業振興課においては、セーフティネット保証制度認定に対応するため、都による中小企業診断士の応援派遣制度を活用し、2 年 5 月 8 日から 7 月 31 日まで 2 名（週 3 日）を受入
- ・ 産業振興課において、下表のとおり、各業務に派遣職員を配置

年度	派遣期間	派遣人数	業務
2年度	2年4/1～3年3/31	1名	融資業務
	2年4/20～5/1	4名	
	2年5/7～9/30	8名	
	2年10/1～3年3/31	1名	
	2年10/1～12/28	6名	
	3年1/4～3/31	3名	
	2年8/7～9/30	1名	店舗等家賃減額助成
	2年8/7～12/28	3名	
3年度	3年4/1～4年3/31	2名	融資業務
	3年11/1～4年3/31	6名	
	3年4/1～11/30	2名	店舗等家賃減額助成
	3年10/1～4年3/31	1名	
	3年12/1～4年3/31	2名	
	3年9/1～4年3/31	1名	地域商業活性化推進事業
4年度	4年4/1～5年3/31	3名	融資業務
	4年4/1～5年3/31	3名	店舗等家賃減額助成
	4年7/1～5年3/31	1名	地域商業活性化推進事業
5年度	5年4/3～6年3/29	3名	融資業務
	5年4/3～6年3/29	1名	地域商業活性化推進事業
	5年4/3～6年3/29	3名	経営力強化支援事業

- ・子ども家庭部においては、コロナ禍での給付金給付事業に対応するため、他課からの応援職員のほか、子ども家庭課内で応援体制を構築

年度	兼務期間	兼務人数	業務
2年度	2年8/12～9/30	1名	ひとり親世帯等応援臨時給付金給付事業
	2年8/12～9/30	1名	新生児子育て応援臨時給付金給付事業
3・4年度	3年11/1～4年5/31	1名	子育て世帯への臨時特別給付事業
	4年2/1～5/31	1名	

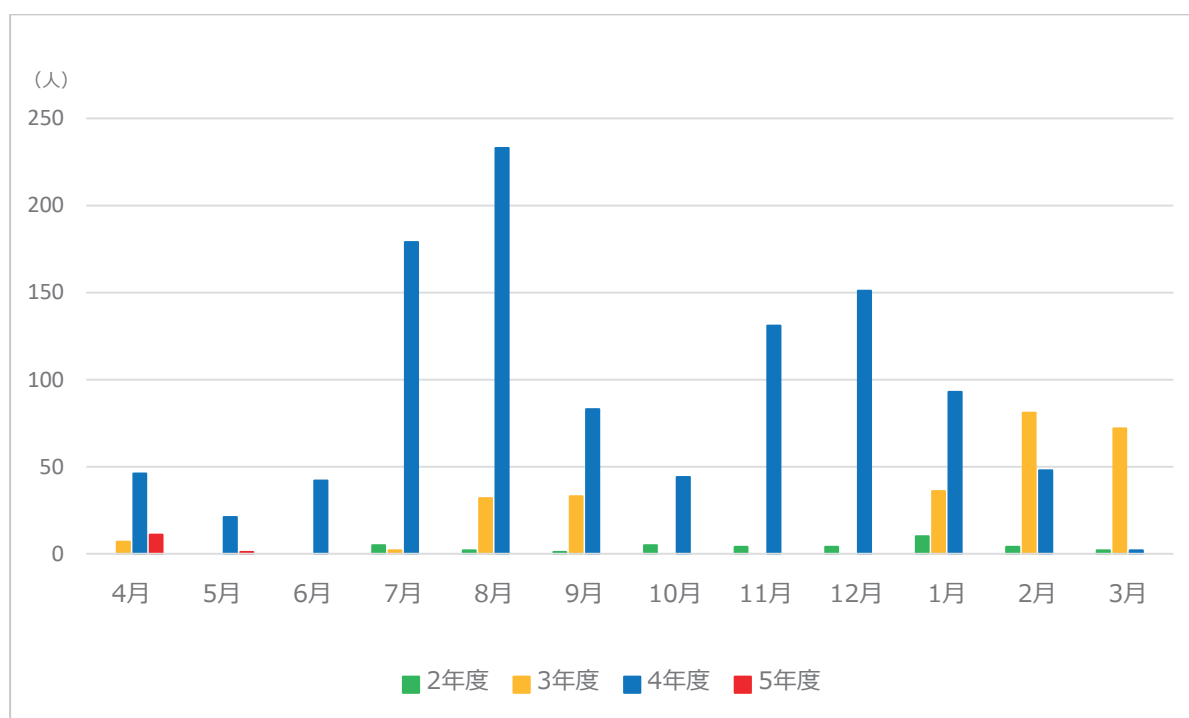
職員の感染対策

● 各課における感染状況の報告【人材育成等担当課】

- ・ 職員の感染事例が発生し、職員の健康状態を把握し、情報の一元化を図るため、2年4月13日から職員がり患した場合等について、各課から人材育成等担当課に報告

【各課から人材育成等担当課に陽性者の報告があった月別人数】

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2年度	0人	0人	0人	5人	2人	1人	5人	4人	4人	10人	4人	2人	37人
3年度	7人	0人	0人	2人	32人	33人	0人	0人	0人	36人	81人	72人	263人
4年度	46人	21人	42人	179人	233人	83人	44人	131人	151人	93人	48人	2人	1,073人
5年度	11人	1人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12人
※集計期間：2年4/13～5年5/7												合計	1,385人



● 戸籍住民課における職員の感染拡大に伴う対応【戸籍住民課】

- ・ 3年8月、戸籍住民課内で感染者が増加し、戸籍住民課職員全120名（委託職員含む）に対し、8月16日時点で、14名の感染が確認されたことを受け、更なる感染拡大を防止するための対応を実施

実施時期	対応内容
3年 8/17~8/27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の出勤を半分程度に抑制 ・ 業務内容の縮小（窓口数の減、マイナンバーカード交付枠の減、住民基本台帳閲覧の停止） ・ 通常の勤務体制である区内 10 か所の特別出張所を利用するよう勧奨 ・ フリーアドレス（住民記録係）の停止 ・ マイナンバーカードのコールセンターを本庁舎 1F から 5F に移転

戸籍住民課からのお知らせ

戸籍住民課におきまして、8月16日現在、多くの職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。更なる感染拡大を防止するため、**8月17日(火)から8月20日(金)までの間、職員の出勤を通常の半分程度に抑制いたします。**

これに伴い、右記の間中は戸籍住民課の窓口を減らすため、通常よりお待ちいただく時間が長くなります。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

区内10か所の特別出張所は通常勤務となりますので、右記の間中はできるだけ特別出張所のご利用をお願いいたします。

来庁者への案内（庁舎内掲示）

**【コロナウイルス】戸籍住民課へ来庁されるお客様へ
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のご案内**

最終更新日: 2021年8月16日

【戸籍住民課からのお知らせ】

戸籍住民課におきまして、8月16日現在、多くの職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。
更なる感染拡大を防止するため8月17日(火)から20日(金)までの間、職員の出勤を通常の半分程度に抑制いたします。
これに伴い上記期間中は区役所本庁舎戸籍住民課の窓口数を減らすため、通常よりお待ちいただく場合があります。
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程宜しくお願致します。

区内10か所の特別出張所は通常勤務となりますので、上記期間中はできるだけ特別出張所のご利用をお願いいたします。

なお、以下の業務は区役所本庁舎戸籍住民課のみの取扱いとなりますのでご注意ください。

- ◆特別永住許可申請・更新・再交付
- ◆住民基本台帳の閲覧
- ◆自動車臨時運行許可

<問い合わせ先>
新宿区 地域振興部 戸籍住民課調整係
TEL: 03-5273-3622(直通)
FAX: 03-3209-1728

区ホームページでの周知

● 職員のスクリーニング検査【人材育成等担当課】

- ・ 3年 1月 18日 から職員の感染者数が増加傾向にある中、まん延を防止するために、感染者が確認された職場を対象に、感染者及び濃厚接触者以外の無症状者に対して唾液採取キットを用いたスクリーニング検査（PCR 検査）を実施

【PCR 検査キットの購入数及び使用数】

年度	購入数	前年繰越	使用数	期限切れ	残数 (翌年度繰越)
2年度	50個	0個	37個	0個	13個
3年度	858個	13個	597個	70個	204個
4年度	500個	204個	266個	159個	279個
5年度	0個	279個	0個	0個	279個
合計	1,408個	—	900個	229個	—

- ・3年9月1日から職員が感染して感染拡大が懸念される場合などにおいて、まん延を防止するために、状況に応じて抗原簡易検査キットによる検査を実施

【抗原簡易検査キットの購入数及び使用数】

年度	購入数	前年繰越	使用数	期限切れ	残数 (翌年度繰越)
3年度	600個	0個	122個	0個	478個
4年度	0個	478個	64個	178個	236個
5年度	0個	236個	0個	0個	236個
合計	600個	—	186個	178個	—

●健康ニュースの発行【人材育成等担当課】

- ・職員が感染する事例も発生していることから、感染拡大防止の啓発を行うために、3年1月5日から5年1月18日まで、職員に向けて新型コロナウイルスに関する情報を健康ニュースにて合計11回掲載し、感染拡大防止に関する啓発のほか、体調不良時の相談窓口一覧、新型コロナウイルスによる後遺症、感染した際の公務災害の取扱いなど、職員の健康に関連する項目について発信

年度	発行日	発行号	感染拡大防止に関する内容
2年度	3年1月5日	2年度健康ニュース第2号	健康診断における感染拡大防止策
3年度	3年7月5日	3年度健康ニュース第1号	健康診断における感染拡大防止策
	3年9月7日	3年度健康ニュース第2号	感染予防対策の継続
	3年11月22日	3年度健康ニュース第3号	感染予防対策の継続、後遺症
	4年1月21日	3年度健康ニュース号外	オミクロン株への対処
4年度	4年4月1日	4年度健康ニュース号外	新規採用職員向け感染拡大防止
	4年7月5日	4年度健康ニュース第1号	健康診断における感染拡大防止策
	4年7月5日	4年度健康ニュース特集号	感染予防対策の継続
	4年9月5日	4年度健康ニュース第2号	後遺症
	4年10月17日	4年度健康ニュース第3号	感染予防対策の継続、後遺症、感染による公務災害
	5年1月18日	4年度健康ニュース第4号	感染予防対策の継続（インフルエンザの流行）

令和3年度 健康ニュース第3号

令和3年11月22日
人材育成等担当課/健康相談室

～引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しましょう!!～

新型コロナウイルス感染者数は減少していますが、感染リスクの高い接触の場面を避けることは重要です。また、インフルエンザの感染予防においても、基本的な感染症予防対策が有効です。引き続き、職場でも職場外でも、「手洗い・マスク着用・3つの密（密閉、密集、密接）の回避」など、これまでの感染防止策を続けましょう。

基本的な感染対策

- マスクは鼻も含めてフィットするように正しく着用しましょう。
- 不織布のマスクを着用すると効果的です。
- 人との距離を保ちましょう。2m程度が目安です。
- ワクチン接種後も上記のような基本的な感染対策を続けましょう。

家庭内や職場内で気を付けること

- 手洗い、手指消毒はこまめに行いましょう。
- 体調不良の際は出勤や外出を控えましょう。（家族の体調にも注意！）
- 換気はこまめに行うことが重要です。できれば1～2時間ごとに換気をしましょう。
- 特に職場内では、密の場を避けましょう。

外出について

- 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避けて、できるだけ短時間で済ませましょう。
- 並ぶときは可能な限り間隔を取りましょう。（2mが目安）
- 屋外でも密集・密接には要注意です。

飲食について

- 外食は可能な限り少人数・短時間で。会話するときはマスクを着用し、小声で話しましょう。
- アクリル板での仕切りがある店、アルコール消毒薬が設置してある店等、感染症対策が取られている店を選びましょう。

職場で陽性者が確認された場合のスクリーニング検査について

- 職場において、職員の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、当事者と濃厚接触者については保健所の指示で一定期間の出勤停止となり、行政検査が行われます。感染者及び濃厚接触者以外で感染が疑われる職員については、必要時にスクリーニング検査を行っています。検査の実施については職場と人材育成等担当課で協議し、検査の実施の有無や対象者を決めています。
- 検査方法は唾液PCR検査です。検査申し込みの相談については、人材育成等担当課安全衛生係へご相談ください。（内線2581～2583）

～コロナ感染対策を引き続き徹底しましょう!!～

特集号
令和3年11月5日
人材育成等担当課/健康相談室

現在、全国的にコロナウイルス感染者が増加に転じて、7月に入り、職員の陽性報告も増えてきています。職場でも職場外でも引き続き、「手洗い」、「マスク着用」、「3密（密閉、密集、密接）の回避」など、これまでの感染防止策を続けましょう。

食事について

- 飲食時以外はマスク着用
- 料理に集中、おしゃべりは小声で控えめに
- 食終るときは必ずマスク着用
- 少人数、短時間で
- 大皿は避けて、縦置き型に
- 持ち帰りや出勤、デリバリーも

家庭内や職場内で気を付けること

- まめに手洗い、手指消毒
- 体調不良の際は出勤や外出を控える。
- こまめに換気（エアコン併用で室温28℃を目安に）
- 特に職場内では、密の場を避ける。

基本的な感染対策

- マスクの着用。夏場は熱中症に十分注意する。
- 人との間隔は、できるだけ2m程度（最低1m）空ける。
- 鼻に当たらず手や顔を洗う。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬も使用可。）
- ワクチン接種後も基本的な感染対策を続ける。

日常生活の各場面

- 飲み会 → 発熱等の症状の場合は参加しない。食事中でも会話時はマスク着用、大声での会話や席の移動は控える。長時間かつ話し声は控える。お酒やグラスの直し飲みはしない
- 公共交通機関 → 会話や控えめに、居る時間等も避けて、徒歩や自転車利用も併用
- 買い物 → 計量をたてて早く済ませ、1人又は少人数で済ませた時間、速断も利用
- 娯楽、スポーツ等 → 狭い部屋での長居は避け、予約制を利用してゆったりと など

熱中症にも気を付けて!!

- ★暑い日が続いています。暑さを避け、のどが乾いていなくても、こまめに水分補給をするなどの対策を取りましょう。屋内は、エアコン、扇風機などで温度や湿度の調整をしましょう。
- ★屋外で人と十分な距離（少なくとも2メートル以上）が確保できる場合は、マスクを着用する必要はありません。

健康相談室の利用について

新型コロナウイルス感染症後遺症で体調不良等で産業医にご相談されたい方は、健康相談室までお申し込みください。

スタッフ	ご利用可能日			
	月	火	水	金
産業医 城所 敏英	○(10時～12時)			
産業医 河野 由美			○(10時～16時) 原則・毎月第2・4水曜	○(14時～16時) 原則・毎月第1・3水曜
健康相談員 蓮珠心理士 堀 弘子			○(10時～16時)	○(10時～15時) 原則・毎月第2・4水曜
内科医 堀川 えみ子	○(14時～16時) 原則・毎月第2・4水曜			
保健師 神楽岡 達			○(月曜～木曜日 8時30分～16時)	
保健師 井上 寛樹子			○(火曜～金曜日 8時30分～16時)	

○ご相談は、事前に健康相談室（内線2588）に電話で予約してください。